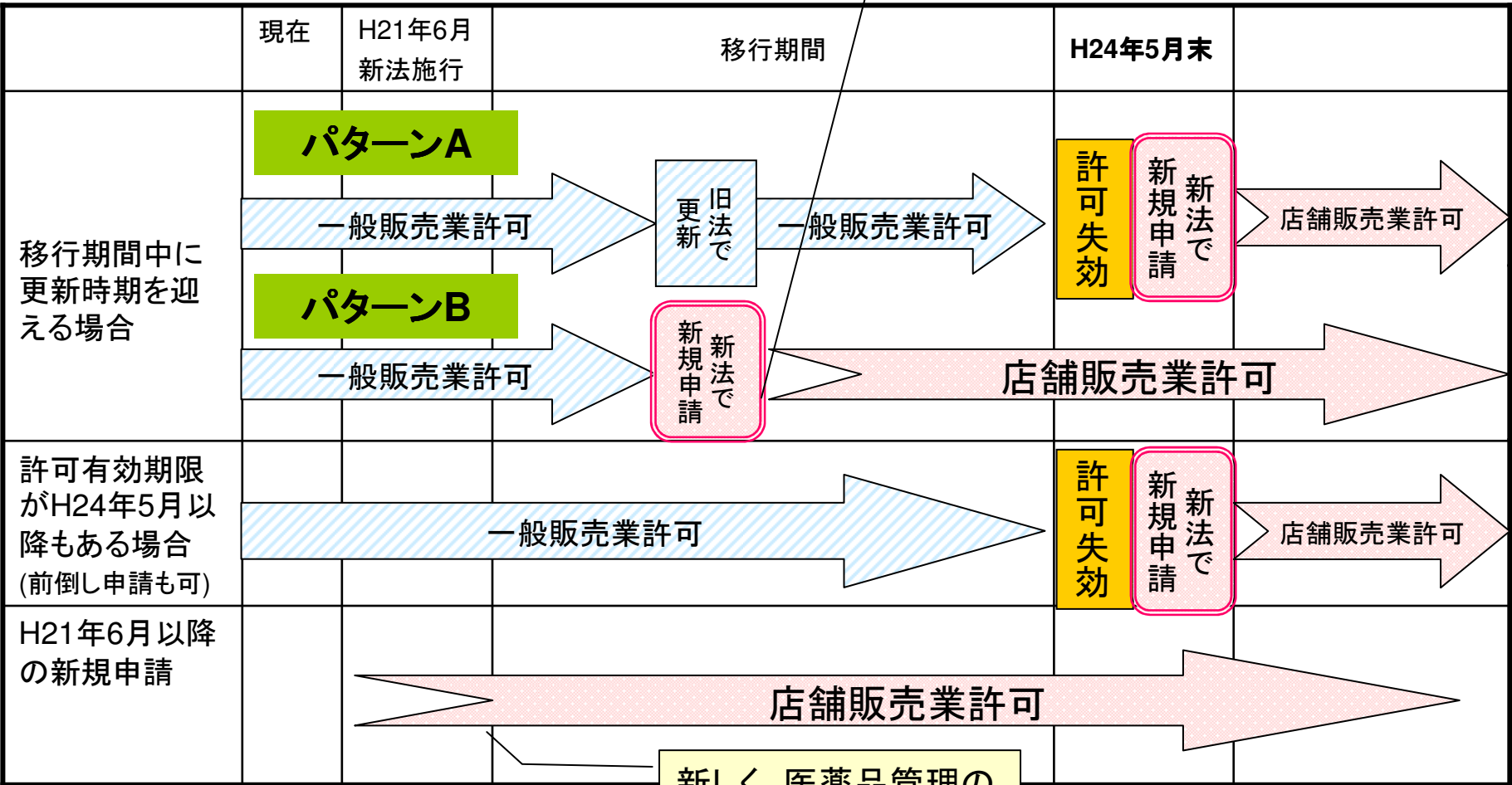


薬事法改正（一般販売・薬種商関係）

- 施行期日等 平成21年6月1日
- 経過措置（イメージ図参照）
 - 現に営業している販売業者については、平成24年5月31日まで営業が認められ、これ以降も営業する場合は、新基準を満たし新しく店舗販売業の許可をとらなければなりません。
 - 現行の薬種商についてはH21年5月31日までに販売従事登録を行い店舗管理者として届出が必要です。
- 主な新基準等
 - 医薬品適正管理のための指針の策定、研修の実施
 - 薬剤師、登録販売者による医薬品の販売授与、情報提供
 - 指定医薬品の陳列規定
 - 店舗の掲示事項

一般販売業

パターンAとパターンB
 ☆パターンBの方が新規1回分の手続きで負担少ない。
 ☆ただし、新規申請の際は新しい規定が適用されます。



新しく、医薬品管理の指針の策定等の基準が定められました。

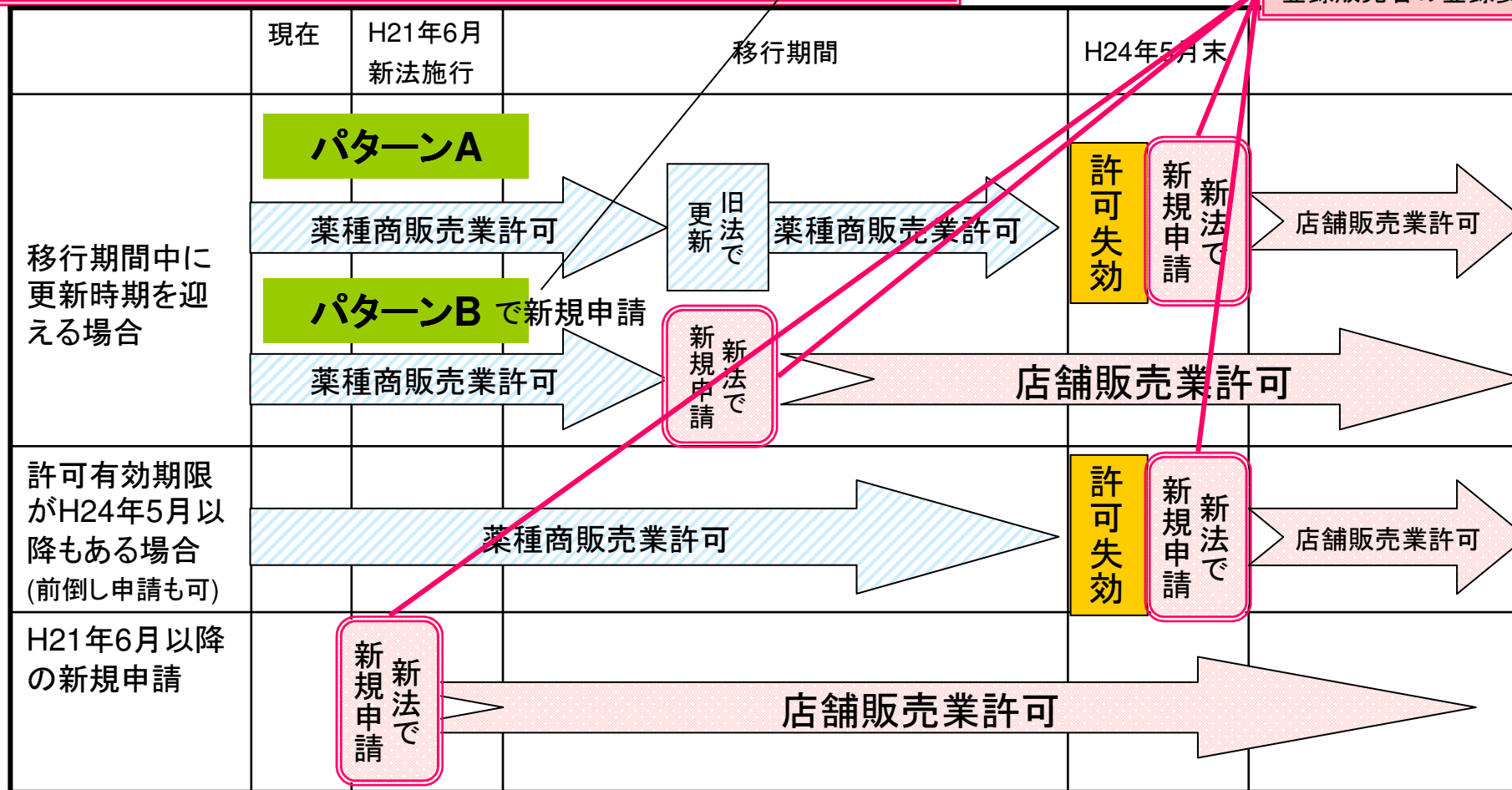
薬種商販売業

薬種商販売業の許可を有する者は登録販売者試験の合格者とみなされるが販売業の業務を継続する場合H24年5月末までに登録販売者の登録を行う必要がある。

パターンAとパターンB

- ☆パターンBの方が新規1回分の手続きで負担少ない。
- ☆ただし、医薬品の取扱いの指針等の策定が必用

登録販売者の登録要

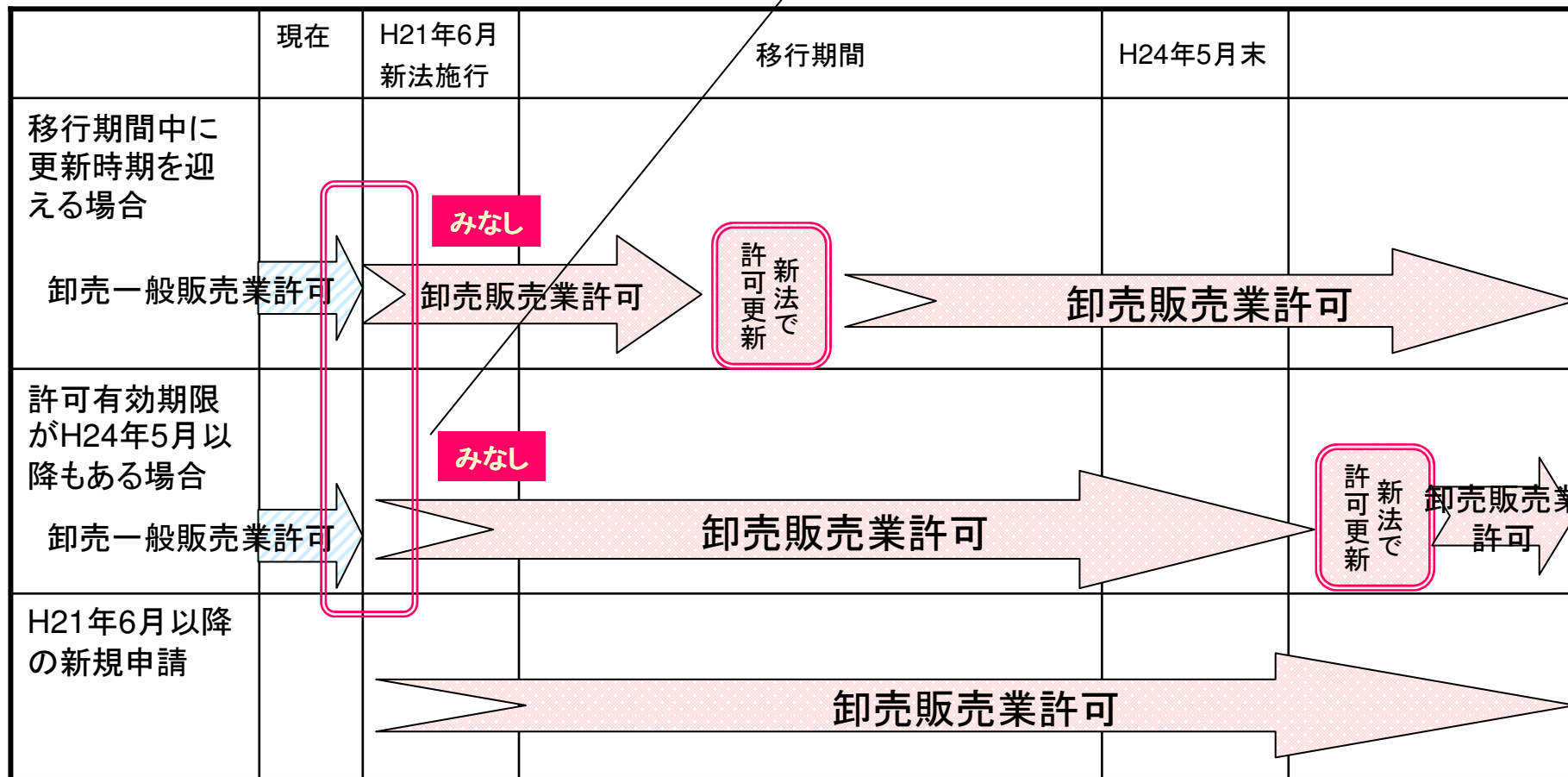


薬事法改正（卸売販売・特例販売関係）

- 施行期日等 平成21年6月1日
- 経過措置（イメージ図参照）
 - 現に営業している卸売業者・特例販売業については、新制度「卸売販売業」「特例店舗販売業」の許可を持つとみなされます。
 - **現行の許可の有効期限まで、新基準の体制を整える必要があります。**
- 主な新基準等
 - 医薬品適正管理のための指針の策定、研修の実施
 - 薬剤師、登録販売者による医薬品の販売授与

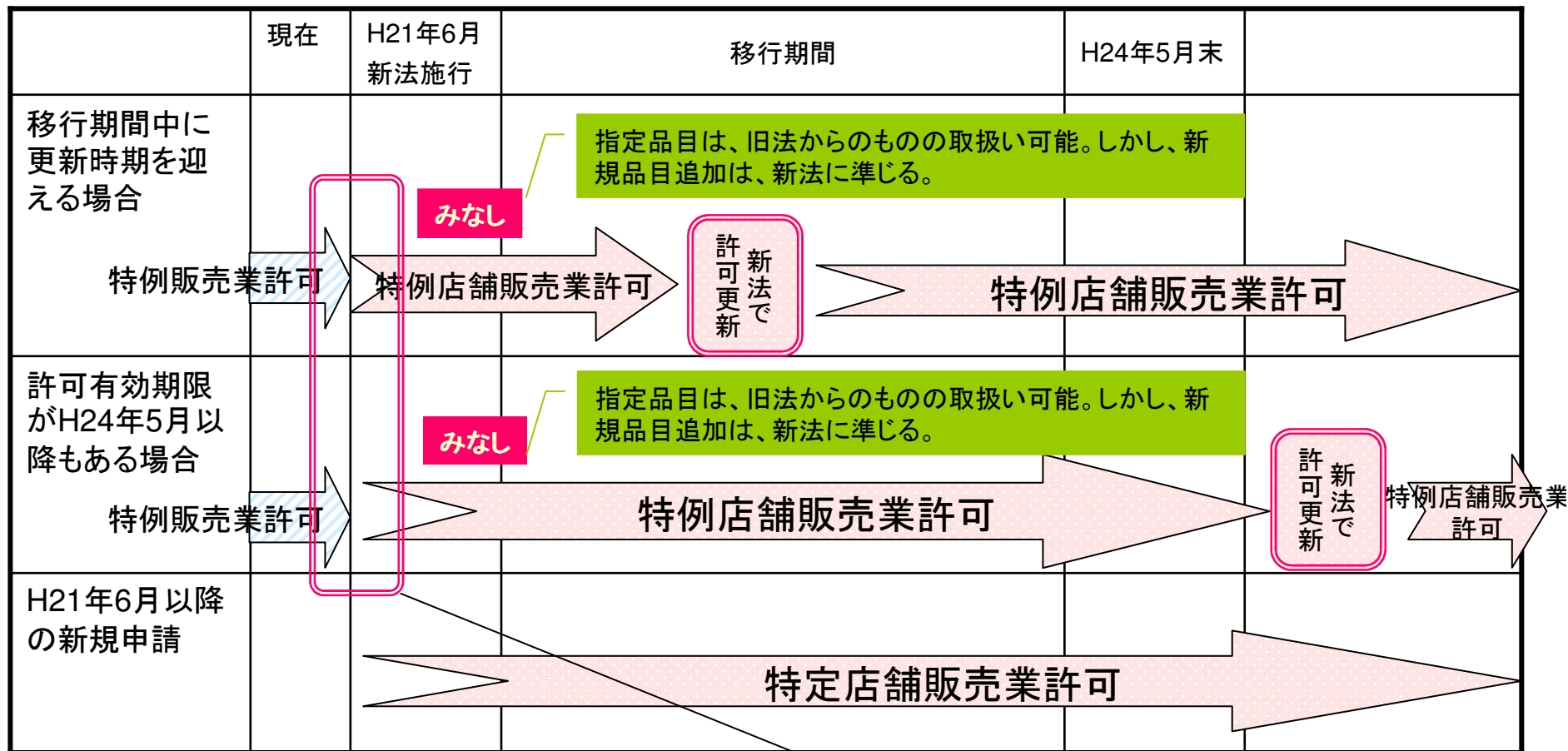
卸売一般販売業

既に卸売一般販売業の許可を有しているものは、H21年6月から新法における卸売販売業の許可を有しているものとみなされる。
ただし、次回の申請までに医薬品取扱いの指針等の策定が必要。



動物用医薬品特例店舗販売業

(以下、「特例店舗販売業者」という)



既に特例販売業の許可を有しているものは、H21年6月から新法における特例店舗販売業の許可を有しているものとみなされる。